

平成28年度

包括外部監査結果報告書

未収金及び貸付金の管理及び回収に係る事務の
執行について

広島市包括外部監査人

弁護士 福田 浩

目次

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 第1 | 監査の概要 | 1 |
| 1 | 監査の種類 | 1 |
| 2 | 選定した特定の事件 | 1 |
| 3 | 事件を選定した理由 | 1 |
| 4 | 監査対象期間 | 1 |
| 5 | 監査の実施期間 | 1 |
| 6 | 監査対象部署 | 1 |
| 7 | 監査従事者 | 2 |
| 8 | 利害関係 | 2 |
| 9 | 監査の結果及び意見 | 2 |
| 10 | その他 | 2 |
| 第2 | 監査の総括 | 3 |
| 1 | 監査対象事業の選定 | 3 |
| 2 | 監査の視点及び監査手続 | 3 |
| 3 | 監査の結果及び意見の一覧 | 3 |
| 第3 | 監査の実施 | 5 |
| 1 | 滞納整理事務 | 5 |
| (1) | 監査対象事業の概要 | 5 |
| (2) | 具体的な着眼点（監査の視点）及び監査手続 | 11 |
| (3) | 監査の結果及び意見 | 12 |
| 2 | 国民健康保険料現年分の収納事務 | 21 |
| (1) | 監査対象事業の概要 | 21 |
| (2) | 具体的な着眼点（監査の視点）及び監査手続 | 23 |
| (3) | 監査の結果及び意見 | 24 |
| 3 | 広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付 | 31 |
| (1) | 監査対象事業の概要 | 31 |
| (2) | 具体的な着眼点（監査の視点）及び監査手続 | 45 |
| (3) | 監査の結果及び意見 | 47 |

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

未収金及び貸付金の管理及び回収に係る事務の執行について

3 事件を選定した理由

広島市における未収金及び貸付金の管理及び回収に係る事務の執行については、平成23年度において、包括外部監査の対象となっているものの、監査人において意見が述べられた債権回収マニュアルの作成などによる事務手続の効率化については、必ずしも十分に機能していない部分があると思われる、平成27年度末時点における事業会計収入未済額は79億円超存在しており、全会計収入未済残高は196億円を超えているほか、貸付金等の債権残高も約1,208億円あり、これらの未収金及び貸付金の管理・回収事務が適正かつ効率的・有効に執行されなければ、広島市の財政に大きな影響を与えるおそれは否定できない。

債権管理や回収について、本来的業務として日常的に扱っている法律専門家である弁護士の視点から、部署横断的に、強制執行事務手続までも視野に入れた監査を実施することは重要であると考え、特定の事件として選定する。

4 監査対象期間

原則として平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

ただし、必要に応じて平成26年度以前及び平成28年度の執行分を含む。

5 監査の実施期間

平成28年5月25日から平成29年1月13日まで

6 監査対象部署

財政局収納対策部徴収第一課、財政局収納対策部徴収第二課、財政局収納対策部徴収第三課、財政局収納対策部徴収第四課、財政局収納対策部特別滞納整理課、健康福祉局保険年金課、中区役所市民部保険年金課、西区役所市民部保険年金課、安佐南区役所市民部保険年金課、こども未来局こども・家庭支援課、中区役所厚生部保健福祉課、東区役所厚生部保健福祉課、南区役所厚生部保健福祉課、西区役所厚生部保健福祉課、安佐南区役所厚生部保健福祉課、安佐北区役所厚生部保健福祉課、安芸区役所

厚生部保健福祉課、佐伯区役所厚生部保健福祉課

7 監査従事者

| | | |
|---------|-------|--------|
| 包括外部監査人 | 弁護士 | 福田 浩 |
| 補助者 | 弁護士 | 今田 健太郎 |
| 補助者 | 弁護士 | 上相 裕章 |
| 補助者 | 公認会計士 | 近藤 敏博 |
| 補助者 | 税理士 | 三浦 真一 |
| 補助者 | 税理士 | 木原 隆道 |

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 監査の結果及び意見

本報告書において記載した「監査の結果（指摘事項）」及び「監査の意見」については、以下のとおり定義した。

(1) 監査の結果（指摘事項）

財務に関する事務の執行又は経営に係る事業の管理について、① 法令、条例、規則、要綱及び要領等の規範等の明文の定め抵触し、その違法性の程度が高いと認められる場合若しくは② 不当な場合

(2) 監査の意見

「監査の結果（指摘事項）」に該当しないが、問題点等を有する場合

10 その他

本報告書中の数値はすべて単位未満の端数を切り捨てており、合計や差引が合わない場合がある。数値がゼロの場合は「－」とし、単位未満の場合又は計算結果がゼロとなる場合は「0」としている。パーセント（％）の数値は、単位未満の端数を切り捨てる前の数値を基に計算しているため、切捨て後の数値を基に計算した場合との間に差異が生ずることがある。

引用文、表及びグラフの下には、出所を記載している。

第2 監査の総括

1 監査対象事業の選定

未収金及び貸付金の管理及び回収に係る事務の執行については、広島市の財政に与える影響はもとより、行政事務の公平性の観点からも、これらの事務が適正に執行されているかどうかは、重要なテーマの一つである。

この点、広島市においても、かねてより、定期監査及び包括外部監査において、強制徴収債権を含む未収金や私債権の管理及び回収に関する事務につき、その重要性に鑑みて、事務手続の合規性や効率性に言及した意見が出されてきたところであり、担当部局においても、これらの意見を踏まえた上での改善措置が講じられてきたという経緯がある。

もっとも、かかる債権の管理及び回収に係る事務については、これらを日常的に業として行っている法律専門職としての視点から見て、十分に機能しているといえるかどうかを改めて検証することの意義は大きいものとする。

監査対象事業の選定に当たっては、未収金のうち、財政的にも大きな割合を占める強制徴収債権を扱う財政局収納対策部が、平成25年7月に設置されたことも踏まえ、その滞納整理事務に焦点を当てるとともに、現年分の収納率の低い国民健康保険料については、その収納事務にも焦点を当てることとした。

一方、貸付金については、相対的に予算額が大きく、また滞納繰越分の収納率が低い広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付の事務に対象を限定した上で、貸付の相談・指導に始まり、貸付の申請、貸付の決定、貸付金の交付、履行の請求、督促や催告、保全措置、法的措置等の事務手続の流れに沿って問題点を抽出することにより、他の私債権の管理及び回収にも共通する課題を浮かび上がらせることとした。

2 監査の視点及び監査手続

監査対象事業ごとに、具体的な着眼点（監査の視点）と監査手続を記載した。

3 監査の結果及び意見の一覧

| 監査対象事業 (監査対象部署) | 事項 | 区分 | | ページ |
|----------------------|-------------------------------|----|----|-----|
| | | 結果 | 意見 | |
| 滞納整理事務（財政局 収納対策部） | 滞納管理システムについて | | ○ | 12 |
| | 納税折衝について | | ○ | 13 |
| | 分割納付又は納付困難等の申し出 があった場合について | | ○ | 15 |

| 監査対象事業 (監査対象部署) | 事項 | 区分 | | ページ |
|---|--|----|----|-----|
| | | 結果 | 意見 | |
| | 預貯金等の調査について | | ○ | 17 |
| | 差押の実施時期について | | ○ | 18 |
| | 時効中断措置について | | ○ | 20 |
| 国民健康保険料現年分の 収納事務（健康福祉 局保険年金課） | P a y - e a s y（ペイジー）口座 振替受付サービスについて | | ○ | 24 |
| | 収納方法について | | ○ | 27 |
| | 短期保険証の発行事務について | | ○ | 29 |
| 広島市母子及び父子並 びに寡婦福祉資金貸付 （こども未来局こど も・家庭支援課） | 貸付の相談・指導について | ○ | | 49 |
| | 面接について | ○ | | 51 |
| | 保証人の徴求について | ○ | | 54 |
| | 申請者の収入要件等（広島市母子及 び父子並びに寡婦福祉資金貸付制 度の貸付金の償還を現に滞納して いる者）について | ○ | | 58 |
| | 償還口座の設定について | ○ | | 67 |
| | 一部の繰上償還について | ○ | | 73 |
| | 時効中断措置について | ○ | | 75 |
| | 償還事務について | ○ | | 77 |
| | 申請者の収入要件等（租税の支払を 現に滞納している者）について | | ○ | 56 |
| | 日本学生支援機構から奨学金の貸 与を受けている者について | | ○ | 60 |
| | 修学資金の貸付について | | ○ | 62 |
| | 借用書について | | ○ | 64 |
| | 償還金の支払猶予について | | ○ | 68 |
| | 相続人調査について | | ○ | 70 |
| | 督促及び催告について | | ○ | 72 |
| 不納欠損について | | ○ | 79 | |